

職員の給与に関する規程

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（任期付研究員、任期付職員、再雇用職員等、定年前再雇用短時間勤務職員、契約職員、非常勤職員及び短期非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給方法)

第2条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は、その月の16日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは17日（この日が祝日法による休日に当たるときは14日）、土曜日に当たるときは15日）とする。

2 理事長は、必要に応じ支給日を変更することができる。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から就業規則第45条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(給与の種類)

第3条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、就業規則第44条第8項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、次項の手当を含まないものとする。

3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、特別調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出待機手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、専門看護手当、医監手当、統括部長手当、助産師手当及び給与改善調整手当とする。

(時間外勤務手当等の支給方法)

第4条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出待機手当及び管理職員特別勤務手当（次項において「時間外勤務手当等」という。）は、月の初日から末日までの1月を計算期間とし、当月の分を翌月の支給日に支給する。

2 前項に定めるもののほか、時間外勤務手当等の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の口座振替)

第5条 給与は、労使協定の規定に基づき、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(端数処理)

第6条 第20条から第22条までに規定する時間外勤務手当等基礎額、第23条に規定する額及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第26条第3項及び第4項、第29条第2項及び第3項、同条第4項において準用する第26条第4項並びに第31条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与からの控除)

第7条 職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 法令に定められたもの
- (2) 労使協定に規定されたもの

(給料表)

第8条 職員に適用する給料表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

- (1) 事務職等給料表(1) 別表第1
- (2) 事務職等給料表(2) 別表第2
- (3) 技術研究職給料表 別表第3
- (4) 医療職給料表(1) 別表第4
- (5) 医療職給料表(2) 別表第5
- (6) 医療職給料表(3) 別表第6
- (7) 福祉職給料表 別表第7
- (8) 技能職給料表 別表第8

(職務の級、初任給及び昇格等の基準)

第9条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条各号に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

2 職員の職務の級は、前項に規定する分類基準及び理事長が別に定める級別資格基準その他の基準に従い決定する。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもののうち理事長が

別に定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳(理事長が別に定める職員にあっては、57歳以上の年齢で理事長が別に定めるもの)に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもののうち理事長が別に定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「0」とする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 前各項に規定するもののほか、職員の職務の級、初任給及び昇格等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の調整額)

第10条 (削除)

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき理事長が指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

3 前項に規定する月額には、労働基準法第37条第3項に規定する割増手当に相当する額を含むものとする。

4 前3項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から7年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号に掲げる職に係るものにあつては、採用後理事長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの 月額21万6,000円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で理事長が定めるもの 月額10万100円

(3) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの 月額1万円

(4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による

欠員の補充について特別の事情があると認められる職で理事長が定めるもの 月額
2,500円

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当の支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別調整手当)

第13条 特別調整手当は、採用が著しく困難であり、かつ、採用ができないことにより病院業務に著しい支障を生じるおそれが高いと理事長が認める職に支給する。

2 特別調整手当の月額は、30万円を超えない範囲内で理事長が定める額とする。

3 特別調整手当の支給期間は、採用の日から3年以内の期間で理事長が定める期間とする。

ただし、理事長が特に認める場合は、期間を延長することができる。

4 前3項に規定するもののほか、特別調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事(1)9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害がある者（第1号から第5号までに該当する者を除く。）

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については7,400円（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事(1)8級職員等」という。）にあっては、3,700円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）においては、そのうち1人については1万200円（職員に配偶者がいない場合にあっては、1万5,200円）とし、扶養親族たる子が2人以上ある場合についてはそのうち1人を除く他の子について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当す

る扶養親族においては、1人につき7,000円（事(1)8級職員等にあつては、3,500円）とする。

(1) 扶養親族たる子が2人ある場合 1万1,000円

(2) 扶養親族たる子が3人以上ある場合 そのうち1人については1万1,000円、その他の子については1人につき1万2,000円

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、7,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が事(1)9級以上職員等以外の職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが事(1)9級以上職員等となった場合においてはその職員が事(1)9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の

前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある事(1)9級以上職員等が事(1)9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で事(1)8級職員等以外のものが事(1)8級職員等となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事(1)9級以上職員等以外のものが事(1)9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で事(1)8級職員等以外のものが事(1)8級職員等となった場合
- (7) 扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- (8) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第5項第1号に該当する場合を除く。)

8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(地域手当)

第15条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12.19を乗じて得た額とする。

3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1

万 6,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舎に入居している職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

- (2) 第 18 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が設置する宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第 1 号に掲げる職員のうち第 2 号に掲げる職員であるものについては、第 1 号及び第 2 号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額 2 万 7,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 1 万 6,000 円を控除した額
- イ 月額 2 万 7,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 2 万 7,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 1 万 7,500 円を超えるときは、1 万 7,500 円）を 1 万 1,000 円に加算した額
- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第 17 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相

当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が4万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と4万5,000円との差額から300円を差し引いた額（その額と4万5,000円との差額の2分の1が300円に満たないときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1）を4万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、3万1,600円を超えない範囲内で理事長が定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この号において「合計額」という。）が4万5,000円を超えるときは、前号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額から300円（合計額と4万5,000円との差額の2分の1が300円に満たないときは、合計額と4万5,000円との差額の2分の1）を差し引いた額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事業所を異にする異動又は在勤の事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は在勤の事業所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに採用された職員又は理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相

当するものとして理事長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(雇用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間(理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間)に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第18条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、3万円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
- 3 理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続き第8条第1号から第8号までに規定する給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴

任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第 19 条 特殊勤務手当は、特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料月額又は第 10 条の規定による給料の調整額で考慮することが適当でないものに従事した職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第 20 条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、勤務 1 時間につき、時間外勤務手当等基礎額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額をいう。以下同じ。）に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した理事長が別に定める時間に対して、勤務 1 時間につき、時間外勤務手当等基礎額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（就業規則第 45 条及び第 47 条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の理事長が別に定める時間に限る。）とを合計した時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 2 項及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第 2 項の規定による勤務にあつては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）、前項の規定による勤務にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 就業規則第 55 条第 3 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、そ

の指定された時間勤務外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該 1 時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第 1 項の規定による勤務にあつては 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から同項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合、第 3 項の規定による勤務にあつては 100 分の 50 から同項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第 21 条 休日勤務手当は、就業規則第 46 条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務しても休日勤務手当は支給しない。

2 休日勤務手当の額は、勤務 1 時間につき、時間外勤務手当等基礎額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

（夜間勤務手当）

第 22 条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、時間外勤務手当等基礎額の 100 分の 25 とする。

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例）

第 23 条 前 3 条の場合において、職員が第 12 条の規定による初任給調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 13 条に規定する特別調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 30 条に規定する専門看護手当の支給を受ける職員であるとき、第 19 条の規定による特殊勤務手当の支給対象となる勤務若しくはこれと同様の勤務で理事長が別に定める勤務であるとき又は第 30 条の 9 に規定する給与改善調整手当の支給を受ける職員であるときは、勤務 1 時間につき前 3 条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に理事長が別に定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。

（宿日直手当）

第 24 条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対し支給する。

2 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務 1 回につき 6,400 円（医師又は歯科医師の診療のための宿直勤務又は日直勤務にあつては 2 万円）とする。ただし、宿直勤務又は日直勤務としての勤務時間が 5 時間未満の場合は、その額の 2 分の 1 の額とする。

3 第 1 項の勤務は、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の勤務には、含まれないものとする。

（救急呼出待機手当）

第 24 条の 2 救急呼出待機手当は、理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員に対し、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。ただし、待機を行った時間が 5 時間未満の場

合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 5,000円

(2) 第1号に掲げる職員以外の職員 2,000円

2 前項に規定するもののほか、救急呼出待機手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第45条に規定する週休日又は同規則第46条に規定する休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合

勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

ただし、第1項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合

同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(基準日において新たにこの規程の適用を受けることとなった者その他の理事長が定める者を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日(次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第2項第1号に該当したことにより解雇し、又は死亡した職員等で理事長が定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(理事長が別に定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間

の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあつては、理事長が別に定める日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当の不支給）

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第63条第1項第1号の規定による懲戒解雇を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条第2項第2号に該当したことにより解雇した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差止を受けた者（当該差止を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止）

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していな

い場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止を行う場合は、当該一時差止を受けるべき者に対し、当該一時差止の際、一時差止の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止に関し必要な事項は理事長が別に定める。
(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日において新たにこの規程の適用を受けることとなった者その他の理事長が定める者を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第2項第1項に該当したことにより解雇し、又は死亡した職員等で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあつては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105（特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125）を乗じて得た総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（その他手当）

第30条 その他の手当について、次に定めるとおり支給する。

（専門看護手当）

第30条の2 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合で、かつ、その勤務の状態が理事長が別に定める要件に該当する場合に支給する。

(1) 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下次号において「専門・認定看護師」という。）として認定されている職員

(2) 専門・認定看護師として認定される分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認める看護科長、主任看護師、助産師又は看護師である職員

2 専門看護手当の月額は、専門看護師に係るものについては5,000円、認定看護師に係るものについては3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、専門看護手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（院長補佐手当）

第30条の3 （削除）

（診療応援手当）

第30条の4 （削除）

（医監手当）

第30条の5 医監手当は、医監として認定された職員に対して支給する。

2 医監手当の月額は、5万円とする。

3 前2項に規定するもののほか、医監手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（統括部長手当）

第30条の6 統括部長手当は、組織規程第7条第1項及び第15条第4項に定める統括部長に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 統括部長手当の月額は、10万円とする。

3 前2項に規定するもののほか、統括部長手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(助産師手当)

第 30 条の 7 助産師手当は、助産師（保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 3 条)資格を有し分娩介助業務、保健指導及び産後ケア業務等助産師が行うべき業務に原則として常時従事する職員に支給する。

2 助産師手当の月額は、8,000 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、助産師手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(業務執行理事手当)

第 30 条の 8 (削除)

(給与改善調整手当)

第 30 条の 9 給与改善調整手当は、看護職員処遇改善評価料における賃金の改善措置が必要な職員のうち、理事長が定める職員に支給する。

2 給与改善調整手当の月額は、10,700 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、給与改善調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与改善調整手当の追加支給)

第 30 条の 10 当該年度の看護職員処遇改善評価料に係る賃金改善実績額の全額が看護職員処遇改善評価料による収入の全額を下回る病院に 3 月 31 日に在職する職員（前条の手当の支給対象となっている職員に限る。）に対し、次項に定める額を追加して支給する。

2 給与改善調整手当の追加支給額は、当該年度の看護職員処遇改善評価料に係る賃金改善実績額の全額と看護職員処遇改善評価料による収入の全額の差額に職員の 1 週間当たりの勤務時間を乗じ 3 月 31 日に在職する職員（前条の手当の支給対象となっている職員に限る。）の 1 週間当たりの総勤務時間で除した額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

3 給与改善調整手当の追加支給日は、6 月の給与支給日とする。

4 前 3 項に規定するもののほか、給与改善調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(診療業務調整手当)

第 30 条の 11 診療業務調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、診療業務の調整業務に従事する職員に支給する。

2 診療業務調整手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 職務の級が 3 級の職員 月額 5 万円

(2) 職務の級が 4 級以上の職員 月額 2 万円

3 前 2 項に規定するもののほか、診療業務調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第 31 条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長又はその委任を受けた者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につ

き、勤務1時間当たりの給与額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額をいう。）を減額して給料及び地域手当を支給する。

（休職期間中の給与）

第32条 職員が業務上の傷病若しくは業務に関連しこれに準ずる取扱を必要とするとして理事長が認めた傷病により、又は通勤による傷病により地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程（以下「休職規程」という。）第3条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により休職規程第3条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により休職規程第3条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が休職規程第3条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。

5 休職規程第3条第1号及び第2号の規定により休職にされた職員には、別に定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 労働組合の業務に専ら従事するために休職された職員又は休職規程第3条第3号の規定により休職された職員には、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

（実施規定）

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（承継職員に係る給料表の適用）

2 平成22年4月1日（以下第4項までにおいて「施行日」という。）において、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）に適用される給料表は、当該承継職員に施行日の前日において神奈川県立病院事業庁企業職員の給与に関する規程（平成17年神奈川県立病院事業管理規程第22号）により適用されていた次の表の左表に定める給料表に対応する右表に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日において神奈川県立病院事業庁企業職員の給与に関する規程により適用されていた給料表	施行日に適用する給料表
病院行政職給料表(1)	事務職等給料表(1)

病院行政職給料表(2)	事務職等給料表(2)
病院研究職給料表	研究職給料表
病院医療職給料表(1)	医療職給料表(1)
病院医療職給料表(2)	医療職給料表(2)
病院医療職給料表(3)	医療職給料表(3)
病院福祉職給料表	福祉職給料表
病院技能職給料表	技能職給料表

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 削除

4 削除

(給料表異動等における号給の決定等の特例)

5 削除

6 削除

7 削除

(昇給に関する特例)

8 削除

(給料月額に関する特例)

9 削除

10 削除

(給料の調整額に関する特例)

11 削除

12 削除

(初任給調整手当に関する特例)

13 承継職員に係る第12条の規定の適用については、平成22年3月31日において神奈川県病院事業庁企業職員の給与に関する規程第8条第1項の規定により支給されていた初任給調整手当の額及び期間は、第12条の規定により支給された初任給調整手当の額及び期間とみなす。

(地域手当に関する特例)

14 削除

(期末手当及び勤勉手当に関する特例)

15 削除

(給料月額に関する特例)

16 削除

17 削除

18 削除

(管理職手当に関する特例)

19 削除

(給料月額に対する特例)

20 削除

(期末手当に関する特例)

21 削除

(勤勉手当に関する特例)

22 削除

(特定日以後の給料の特例)

23 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下、「就業規則」という。）第18条第2号に掲げる職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第25項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該職員の属する級並びに第9条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）（令和4年4月1日施行附則第2項から第4項までの規定による給料を支給される職員その他理事長が定める者において、理事長が定める額）とする。

24 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 就業規則第18条第1号に掲げる職員に相当する職員

(2) 就業規則第12条の6第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項により延長とされた期間を含む。）を延長された同規則第12条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 就業規則第19条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同規則第16条第1項第3号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

25 就業規則第12条の2に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職へ降任等をされた日（以下この項及び附則第27項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

26 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

27 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第23項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第25項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員

の受ける給料月額のほか、附則第25項及び第26項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第25項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第23項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第23項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第4項（第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第25項、第27項又は第28項の規定による給料の額との合計額」とする。

30 附則第23項から前項までに定めるもののほか、附則第23項の規定による給料月額、附則第25項の規定による給料その他附則第23項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行し、この規程による改正後の職員の給与に関する規程第26条第2項及び第29条第2項の規定は平成23年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、この規程による改正後の職員の給与に関する規程第3条第3項及び第24条の2の規定は平成24年4月1日から適用する。

（給料の調整額に関する経過措置）

2 改正前日に第10条の規定により給料の調整額が支給されていた職員で、改正前日と引き続き同一の業務を行う場合については、理事長が別に定めるところによる経過措置を設けるものとする。

（救急呼出待機手当に関する経過措置）

3 平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間における第24条の2第1項の規定の適用については、次の各号に掲げる額とする。ただし、待機を行った時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 2,500円

(2) 第1号に掲げる職員以外の職員 1,000円

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。ただし、附則第14条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年1月に支給する給料の月額に関する特例）

2 平成24年1月に支給する職員（附則第4項に規定する者を除く。）の給料の月額は、第1項の規定による改正後の給与に関する規程（以下「改正規程」という。）第8条及び第9条（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程）第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第5項及び第16項の規定にかかわらず、これらの規定により職員が受けるべき給料の月額から次に掲げる額の合計額

に相当する額を減じた額とする。ただし、同月において別に定める期間があることにより、これらの規定により受けるべき給料の月額的全額が支給されない職員については、この限りでない。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 31 日までの間に職員以外の者又は職員であって改正規程附則第 16 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けない職員からこの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (3) 平成 23 年 12 月 1 日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの算出の基礎となる平成 24 年 1 月の給料の月額は、改正規程第 8 条及び第 9 条並びに附則第 5 項及び第 16 項の規定により定められる額とする。

- (1) 地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等基礎額
- (2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程第 2 条第 1 項に規定する退職手当

4 平成 23 年 4 月 1 日から引き続き給与規程又は給与規程に相当する規程その他の規程のいずれかの適用を受ける者（給与規程のみの適用を受ける者を除く。）の平成 24 年 1 月に支給する給料の月額から減じることとなる額は、前 2 項及び当該給与規程に相当する規程その他の規程の例による。

（施行期日）

1 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（平成 25 年 1 月に支給する給料の月額に関する特例）

2 平成 25 年 1 月に支給する職員（附則第 5 項に規定する者を除く。）の給料の月額は、（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）

第8条及び第9条（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第5項、第16項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により職員が受けるべき給料の月額（以下「調整前の給料の月額」という。）から、平成24年4月1日（同月2日から同年12月31日までの間に職員以外の者又は職員であって給与規程第16条第1項第2号又は第4号の規定の適用を受けない職員からこの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で雇用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程第6条の規定を適用しない額）、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第18条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.12を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、平成25年1月において理事長が定める期間があることにより、調整前の給料の月額の全額が支給されない職員については、この限りでない。

3 給与規定第11条第1項の規定により管理職手当を支給される職員の前項に規定する地域手当の月額を給与規程第15条第2項の規定により算定する場合における同項に規定する管理職手当の月額は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程第6条の規定を適用しない額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものの算出の基礎となる平成25年1月の給料の月額は、調整前の給料の月額とする。

(1) 地域手当及び時間外勤務手当等基礎額

(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程第2条第1項に規定する退職手当

5 平成24年4月1日から引き続き給与規程又は給与規程に相当する規程その他の規程のいずれかの適用を受ける者（給与規程のみの適用を受ける者を除く。）の平成25年1月に支給する給料の月額から減じることとなる額は、前3項及び当該給与規程に相当する規程その他の規程の例による。

(減額改定対象職員となった者の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

6 附則第2項の理事長が定めるものは、平成24年4月1日から同年12月31日までの期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

(1) 国又は地方公共団体の職員

(2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員

7 附則第2項の理事長が定める日は、平成24年4月2日（同日から同年12月31日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から同年12月31日までの期間における減額改定対象職員となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の月数の算定）

8 附則第2項本文の理事長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（平成24年12月31日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、同年4月1日から同年12月31日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて附則第6項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、同日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）
- (2) 自己啓発等休業期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の自己啓発等休業に関する規程第3条第1項に規定する自己啓発等休業の期間をいう。）、休職期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程第3条第1号、第2号及び第4号の規定による休職の期間（給料の全額が支給される期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第3条の規定による育児休業の期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（同規程第18条第1項に規定する育児短時間勤務及び同規程第19条の規定による短時間勤務の期間をいう。）、自己啓発休職期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程第3条第3号の規定による休職の期間をいう。）
- (3) 給与規程第31条、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程第8条、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第36条、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の修学部分休業に関する規程第5条又は地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の高齢者部分休業に関する規程第5条の規定により給与を減額された期間（給与規程第31条の規定によるものにあつては、理事長が別に定めるものに限る。）
- (4) 停職期間（就業規則第63条第1項第2号の規定による停職の期間をいう。）
- (5) 給与規程第31条の規定により給与を減額された期間（理事長が別に定めるものを除く。）
- (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

10 附則第2項の理事長が定める月数は、平成24年4月から同年12月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第3号又は第6号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第4号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の月額が改正附則第2項に規定する合計額に100分の0.12を乗じて得た額に満たないもの

（給料の月額の全額が支給されない期間）

11 附則第2項ただし書の理事長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 附則第9項第2号又は第3号に掲げる期間

(2) 職員として在職しない期間（理事長が別に定める場合によるものを除く。）

(雑則)

12 この規程に定めるもののほか、職員の平成25年1月に支給する給料の月額の特例措置の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に第1項の規定による改正前の職員の給与に関する規程第16条第1項第2号又は第4号に該当することとなる職員に対する当該期間の住居手当の支給については、同条第1項及び第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「5,800円」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「4,500円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「3,000円」とする。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 改正前の職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程による給与の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（附則第16項の適用を受ける職員にあっては、適用前の額）が同日において受けていた適用前給料月額（附則第3項、第16項、第18項の規定を適用する前の額をいう。）に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、給料月額（附則第16項の適用を受ける職員にあっては、適用前の額）のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 前項に規定する職員以外の職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第30条の5の規定は、平成28年3月22日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

2 改正前の職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例)

3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 7 条の規定による改正後の職員の給与に関する規程（以下「第 7 条改正後給与規程」という。）第 14 条第 3 項の規定にかかわらず、扶養手当の月額は、同条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族については、1 万 1,100 円、同項第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 8,600 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円、職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 1 万 3,900 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 7,000 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合において、扶養親族たる子がないときにあつては、そのうち 1 人については 7,400 円、職員に配偶者がいない場合において、扶養親族たる子がないときにあつては、そのうち 1 人については 9,800 円）とする。この場合において第 7 条改正後給与規程第 14 条第 7 項第 3 号及び第 4 号並びに第 6 号の規定は適用せず、第 7 条改正後給与規程第 14 条第 5 項及び第 7 項の規定の適用については、第 5 項中「扶養親族たる子がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）」とあるのは「扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合」と、同項第 3 号中「がある」とあるのは「又は第 14 条第 2 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）がある」と、同項第 4 号中「がある」とあるのは「又は扶養親族たる父母等がある」と、第 14 条第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 5 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 5 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第 3 号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で第 14 条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者及び扶養親族たる子のないものが新たに扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び

扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第7条改正後給与規程第14条第7項第3号及び第4号の規定は適用せず、第7条改正後給与規程第14条第3項及び第7項の規定の適用については、第3項中「7,400円（事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事(1)8級職員等」という。）にあっては、3,700円）」とあるのは「7,400円」と、「7,000円（事(1)8級職員等にあっては、3,500円）」とあるのは「7,000円」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第5号又は第6号」とする。

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第7条改正後給与規程第14条第7項の規定の適用については、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号から第6号まで」とする。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月14日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条第7項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

（給与の内払）

2 改正前の職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

（特別調整手当に関する特例）

3 第13条第2項の規定にかかわらず、神奈川県立がんセンターの重粒子線治療及び放射線治療に携わる医師に限り、月額30万円を超えない範囲内で理事長が定める額とすることができる。

（扶養手当に関する特例）

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第7条改正後給与規程第14条第1項ただし書及び第7項第5号から第6号までの規定は適用せず、第7条改正後給与規程第14条の規定の適用については、第5項中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある

場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が事(1)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが事(1)9級以上職員等となった場合においてはその職員が事(1)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第7号又は第8号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第7条改正後給与規程第14条第1項ただし書並びに同条第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第7条改正後給与規程第14条第3項及び同条第5項から第7項までの規定の適用については、同項中「8級で」とあるのは「8级以上で」と、「事(1)8級職員等」とあるのは「事(1)8级以上職員等」と、同条第5項中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事(1)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事(1)9級以上職員等から事(1)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が事(1)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、扶養親族たる子がない職員であつて扶養手当を受けているものが事(1)9級以上職員等となった場合においてはその職員が事(1)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号又は第6号から第8号まで」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事(1)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事(1)8級職員等が事(1)8級職員等及び事(1)9級以上職員等」とあるのは「事(1)8級以上職員等が事(1)8級以上職員等」と、同項第6号中「事(1)8級職員等及び事(1)9級以上職員等」とあるのは「事(1)8級以上職員等」と、「が事(1)8級職員等」とあるのは「が事(1)8級以上職員等」とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正前の職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条第7項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 令和2年4月1日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において第16条により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第16条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第4条の規定による改正後の職員の給与に関する規程第16条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第4条の規定による改正後の職員の給与に関する規程第16条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年12月2日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年2月9日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、令和8年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認め

られるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

5 前3項の規定による給料を支給される職員に関する地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下この項において「給与規程」という。）第26条第4項（給与規程第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、規定中「給料月額」とあるのは、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程附則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（給料表等異動における号給の決定等の特例の廃止に伴う経過措置）

6 施行日前に平成22年4月1日付け附則第5項の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもの（第7項及び第8項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第11条第2項及び第26条第4項（第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第11条第2項及び第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第6項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。

7 旧特例対象者の施行日以後の最初の昇給については、なお従前の例による。

8 旧特例対象者の施行日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第15条第2項及び別表第1から第8の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2 改正前の職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(特定日以後の給料の特例)

2 附則第23項の規定の適用を受ける職員に対する第30条の5第2項及び第30条の6第2項の規定の適用については、当分の間、第30条の5第2項中「5万円」とあるのは「3万5,000円」とし、第30条の6第2項中「10万円」とあるのは「7万円」とする。

3 前項に定めるもののほか、前項の規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行し、改正後の第30条の10の規定は、令和5年3月31日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第15条第2項及び別表第1から第8の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程による給与の内払とみなす。